

産業人財育成・外国人雇用対策特別委員会会議録

令和元年11月1日

場 所 第3委員会室

令和元年11月1日（金曜日）

説明のため出席した者

午前10時0分開会

農政水産部

農政水産部長	坊 菌 正 恒
農政水産部次長 （ 総 括 ）	河 野 讓 二
農政水産部次長 （ 農 政 担 当 ）	大久津 浩
農政水産部次長 （ 水 産 担 当 ）	毛 良 明 夫
畜産新生推進局長	花 田 広
農政企画課長	鈴 木 豪
農業経営支援課長	日 高 義 幸
農業担い手対策室長	戸 高 朗
水産政策課長	福 井 真 吾
漁村振興課長	外 山 秀 樹
畜産振興課長	谷之木 精 悟

会議に付した案件

○概要説明

農政水産部、環境森林部、県土整備部

1. 農業分野における担い手確保・育成対策、
外国人材の受入れについて
2. 漁業分野における担い手確保・育成対策、
外国人材の受入れについて
3. 林業分野における担い手確保・育成対策、
外国人材の受入れについて
4. 建設業分野における担い手確保・育成対
策、外国人材の受入れについて

○協議事項

1. 次回委員会について
2. その他

環境森林部

環境森林課長	川 口 泰 夫
森林経営課長	濱 砂 正 則
山村・木材振興課長	橘 木 秀 利
みやざきスギ 活用推進室長	有 山 隆 史

出席委員（11人）

委 員 長	西 村 賢
副 委 員 長	高 橋 透
委 員	坂 口 博 美
委 員	星 原 透
委 員	外 山 衛
委 員	野 崎 幸 士
委 員	山 下 寿
委 員	脇 谷 のりこ
委 員	田 口 雄 二
委 員	河 野 哲 也
委 員	囀 師 博 規

県土整備部

管 理 課 長	斎 藤 孝 二
技 術 企 画 課 長	石 井 剛
営 繕 課 長	後 藤 和 生
設 備 室 長	日 高 誠

欠席委員（1人）

委 員 来 住 一 人

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

政策調査課主幹	千知岩 義 広
政策調査課主査	菊 地 潤 一

○西村委員長 それでは、ただいまから産業人財育成・外国人雇用対策特別委員会を開会いた

します。

本日の委員会の日程についてであります、お手元に配付の日程案をごらんください。

本日は、農政水産部、環境森林部、県土整備部から、それぞれの産業分野の人手不足の状況、対策と外国人材の受け入れ活用の取り組みについて説明をいただく予定となっております。その後、次回の委員会について御協議いただきたいと思いますが、このように進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 はい。それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時3分再開

○西村委員長 委員会を再開します。御報告申し上げます。本日は、来住委員から欠席の連絡が入っておりますので御了承いただきます。

本日は農政水産部、環境森林部、県土整備部に御出席をいただきました。執行部の皆様方の紹介につきましては、お手元に配付の出席者配席表にかえさせていただきます。

それでは、概要説明をよろしく願いいたします。

○坊園農政水産部長 おはようございます。農政水産部、そして環境森林部、県土整備部でございます。どうぞよろしく願いいたします。座って説明させていただきます。

特別委員会資料を1枚めくっていただきまして、目次でございます。

本日は、まず、農政水産部から農業分野と漁業分野における担い手確保・育成対策、外国人材の受け入れについて説明させていただいた後、

環境森林部から林業分野について、県土整備部から建設業分野についての順番で合計4件について説明させていただきます。

詳細につきましては、担当課室長から説明させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

○戸高農業担い手対策室長 農業経営支援課農業担い手対策室でございます。

特別委員会資料1ページをお開きください。農業分野における担い手確保・育成対策、外国人材の受け入れについて御説明します。

まず1の農業の担い手の状況の左側のグラフをごらんください。

総農家数、農業就業人口はいずれも年々減少傾向にあり、直近の平成27年は総農家数が3万8,428戸、農業就業人口は4万5,001人となっております。

次に、右側のグラフをごらんください。常雇いと臨時雇いの人数であります、四角の折れ線グラフで示しております常雇いが微増しておりますが、三角の折れ線グラフで示しております臨時雇いは急激に減少しており、臨時雇いで労働力確保は困難になってきている状況です。

続きまして、2の農業の担い手確保・育成の取り組み状況についてです。

(1)にありますとおり、多様なスキルを持つ移住者等の就農を促進するため、市町村や関係団体と連携しながら首都圏や県内で就農相談を実施し、毎年約1,000件の相談に対応しているところです。

なお、平成30年次の新規就農者数は、平成以降最多だった平成29年に引き続き400名を超える402名の方が新たに就農しております。

次に、(2)にありますように、就農希望者が県内の農業法人等において数カ月間の派遣型の

就農研修を行うお試し就農を平成27年度から実施しております。これまでの4年間で165人が参加し、74人が研修先の農業法人等で継続雇用、14人が自営就農をしております。

（3）にありますとおり、本年6月に総合情報サービス企業である株式会社マイナビと農業人材の確保・育成に関する連携協定を締結したところであり、双方の強みを生かし、マイナビ施設等を活用した本県農業情報の発信によるPRや同社社員の本県農業現場での研修等に取り組むところです。

（4）にありますように、就農の意思を固めた者に対して、耕種部門では、みやざき農業実践塾や県内各地に整備されている就農トレーニング施設において、畜産部門では、繁殖・肥育センターや農業法人等での就業により技術等の習得に取り組んでおります。

さらに、（5）にありますとおり、農家子弟等の就農促進に向けて、国の農業次世代人材投資事業の対象とならない農家子弟等の新規就農者に対し、経営開始資金を交付する事業を本年6月補正予算から実施しております。

また、次の2ページの（6）にありますように、地域のリーダーとなる担い手の育成のため、第一線で活躍する農業経営者の講義等を集中的に実施し、経営者・リーダーとしての心構えやスキル等が取得できるみやざき次世代農業リーダー養成塾の取り組みを行っております。

続きまして、3の農業の外国人材の受け入れについてです。

まず、（1）の現状にあります左側のグラフをごらんください。農林業における外国人労働者は、平成26年から平成30年にかけて約2.4倍になるなど年々増加しており、平成30年は農林業で622人、そのうち農業は614人となっております。

す。

また、右側の表にありますとおり在留資格別に見ると、本県における農林業の外国人労働者の92.4%となる575人が技能実習生となっております。

（2）の課題としましては、まず、特定技能など就労目的の外国人材については、賃金が高い首都圏等に集中することが懸念されており、賃金が低い本県で外国人材を確保するためには、生活面も含めた受け入れ体制の整備が必要です。

次に、本県の主力品目である施設園芸等の農閑期を伴う品目では、夏場など農閑期を補う周年雇用のための調整が必要となります。

また、技能実習生につきましては、農業者は、宿舍の整備費や監理団体への月々の監理費などの負担もあるため、日本人を雇用するよりも経費がかかることから、資金力が低い家族経営体が安定的に技能実習生を活用できる仕組みづくりなどの必要性が上げられます。

（3）にありますとおり、今後の対応としましては、送り出し国や監理団体との情報共有や安全な実習環境の構築など受け入れ体制の整備や北海道など農繁期の異なる他産地との連携により本県の農繁期のみで外国人材が就業できる体制を検討するとともに、JAが技能実習の実習実施者となり、JAと請負契約を結んだ農家の圃場やJAの選果場・加工場等での実習を行う農作業請負方式技能実習の推進等を実施してまいります。

最後に4の今後の対応につきましては、農業分野における人材の確保は、今後ますます困難になることが予想されております。そのため、地域や個々の農業者の実情にあわせ、まず農業後継者やUIJターン者等の新規就農者の確保、国内の定年帰農者やパートタイマー、障がい者、

シルバー人材の確保に努め、必要に応じて外国人材を活用するなど多様な手法を組み合わせ、取り組んでいく必要があります。

県としましては、農業者が自身の農業経営に適した選択ができるような仕組みづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上です。

○外山漁村振興課長 漁村振興課でございます。資料の3ページと4ページをお開きください。漁業分野における担い手確保・育成対策、外国人材の受け入れについてでございます。

まず、1、漁業の担い手の状況についてです。

左の図1は、平成5年から平成30年までの本県の漁業就業者数と経営体数を示しております。

折れ線グラフは漁業就業者数で、平成5年に4,994人でありましたが、平成30年には2,202人に減少しております。

また、10年前の平成20年と比較しますと1,158人減少となっております。

その下の棒グラフは、経営体数を示しており、黒い棒グラフは主に10トン未満の漁船を使用する経営規模の小さい沿岸漁業層、白い棒グラフは、カツオ・マグロ漁業等の法人経営体が主体の中小漁業層を示しております。

10年前の平成20年と比較しますと、沿岸漁業層は1,192経営体から778経営体で35%減少し、中小漁業層は210経営体から170経営体へと18%の減少となっております。

また、右側の図2は、漁業就業者数を自営と雇われに分けて示したものでございますが、自営、雇われともに減少し、自営が雇われよりも減少傾向が高くなっております。

また、表1には、近年の新規漁業就業者数を示しており、過去5年間平均で47名となっております。

続きまして、2、漁業の担い手確保・育成の取り組みについてですが、(1)漁業のPR及び漁業就業希望者の掘り起こしにつきましては、公益社団法人宮崎県漁村活性化推進機構が、県立高等水産研修所内に相談員を配置しまして、漁協等から求人情報を収集し、漁業就業希望者への求人情報及び県内漁業の概況を提供しております。

また、東京等で開催される就業者フェアに向きまして、就業希望者との面談を行っております。平成30年度は、漁村活性化推進機構への問い合わせ及び就業者フェアでの相談を合わせて76件あり、このうち求人側と就業調整を行った結果、7件が漁業就業に至っております。

(2)漁業短期研修・長期研修につきましては、高校生や社会人を対象とした3日から5日の短期研修や全国漁業就業者確保育成センターが最長3年間の長期研修を実施しております。平成30年度は、短期研修につきましては高校生6名、社会人4名、長期研修につきましては雇用型で11名、独立型で2名が研修を受講しております。

右のページの4ページをごらんください。

(3)地域漁業担い手確保・育成協議会の設置につきましては、昨年度から各地域の漁業者自身が担い手確保・育成に取り組む仕組みを構築するため、各地域に担い手確保・育成協議会を設置し、担い手の育成に取り組んでおります。

平成30年度は、県内4地域に協議会が設置され、担い手に関する協議や漁業技術の向上などについて意見交換等を実施しております。

(4)就業時の初期投資軽減及び就業後の経営安定のための支援につきましては、今年度から中古漁船等の経営資源を新規就業者に円滑に承継する仕組みと、就業前の準備資金及び就業

後の経営安定資金の交付制度を創設いたしました。

3、漁業の外国人材の受け入れについてですが、(1) 現状といたしまして、左の図3に近年5カ年の本県の外国人材の受け入れ数を示しておりますが、受け入れ数は増加傾向にあり、令和元年8月末現在で技能実習制度及びマルシップ方式を合わせまして567名の外国人材を受け入れております。

なお、マルシップ方式といいますのは、日本の法人等が所有する船舶を外国法人等に貸し渡し、当該外国法人が外国人船員を乗り込ませたものを貸渡人の日本法人がチャーターバックし、運航・操業する方式で、本県ではマグロはえ縄漁業のみが受け入れを行っております。

技能実習生につきましては、右の表2に漁業種類別の内訳を示しておりますけれども、4つの漁業で受け入れを行っており、カツオ一本釣り漁業が全体の70%を占めております。

(2) 課題といたしましては、今後も日本人漁業就業者が減少し、外国人材受け入れ数がさらに増加するものと考えられることから、特定技能による新たな外国人労働者を含め、地域の受け入れ環境の整備が必要となると考えております。

(3) 対応といたしましては、漁協等の漁業団体が、外国人材の活用に伴う手続などに要する人材を雇用する場合の支援や外国人が新たに技術を習得するための研修の支援を実施しております。

4の今後の対応といたしましては、外国人材を含め、地域の実態に合わせた人材確保対策の推進及び支援を行うとともに、漁村活性化推進機構が行う漁業への着業支援、効率的な漁業への転換支援、漁業者への経営指導を一元化した

取り組みを支援してまいりたいと考えております。

漁村振興課からは以上でございます。

○橋木山村・木材振興課長 続きまして、林業分野における担い手の確保・育成対策、外国人材の受け入れについて御説明いたします。

委員会資料の5ページをお願いいたします。

まず、1の林業担い手の状況ですが、(1)の林業就業者数の推移にありますように、平成27年の国勢調査によりますと、本県の林業就業者数は2,222人で5年前に比べ17%減少しており、また、65歳以上の割合も23%と高いことから、新規就業者の確保・育成が喫緊の課題となっております。

こうした中、(2)の新規林業就業者数の推移ですが、平成30年度には163人の新規就業があり、国が新規就業者のOJT研修に取り組む林業事業体にその経費などを支援する「緑の雇用事業」が始まった平成15年度以降は、毎年平均して約180名が新規就業しております。

しかしながら、その一方で、ここに記載はしておりませんが、毎年度、同数程度の退職者がございますので、実数はなかなかふえていないのが現状となっております。

そこで、2の林業担い手の確保・育成対策に取り組んでいるところでありますが、(1)の林業就業への働きかけにございますように、①の県内外における就業相談会等の開催や都市部における移住相談会への参加、②のSNSと連動したホームページの開設や新規就業した若者を取り上げたパンフレットの作成・配布などを行っております。

また、③の求職・求人に関する相談窓口を林業労働機械化センターに常設し、就労相談等に対応するとともに、④の高校生を対象とした高

性能林業機械操作研修の実施など、高校生が林業に目を向けてもらうためのキャリア教育の取り組みも進めているところであります。

次に、（２）の研修等の実施であります。これまで県では、①の林業に興味のあるUIJTターン希望者等を対象とした、おためし林業体験ツアーや②の林業未経験の後継者等への林業入門塾を実施するとともに、林業大学の前身であります③のみやざき林業青年アカデミーでは、1年間の長期研修による就業に必要な知識・技術の習得や資格取得によりまして、林業現場で即戦力となる人材の確保に取り組んでいるところであります。特に、このアカデミー研修では、平成26年度以降、36名が研修を修了するなど、将来を担う人材育成を図ったところでございます。

次に、6ページの（３）の魅力ある職場環境づくりであります。林業事業体に対しまして、①の労災や雇用保険など社会保険掛金の一部助成や②の仮設トイレや簡易休憩施設など福利厚生施設の導入支援、③の労働災害防止のための巡回指導等の実施、④の林業事業体が雇用します新規就業者の継続雇用を支援する助成金の交付、⑤の森林施業における現場従事者の軽労化につながる資機材の導入支援などを実施いたしまして、安心して就業できる職場環境づくりを推進しているところであります。

（４）の新たな取り組みでございますけれども、御承知のとおり、この4月には①のみやざき林業大学校を新たに開講しまして、定員を超える21名の研修生を受け入れたところであります。

この林業大学校では、民間企業や林業事業体、行政が連携して一貫したオールみやざきのサポート体制を構築しておりまして、就学・就業・

定着に向けた指導を行っているところであります。

さらに、②のひなたのチカラ林業経営者につきましては、今年度から開始されました新たな森林経営管理制度のもと、市町村からの施業受託などにより長期的に森林の経営管理を担いますので、新規就業者の確保・定着などの育成支援を行うとともに、③にありますように苗木運搬をドローンで行うなど森林施業の省力化に向けたスマート林業の推進にも取り組むこととしております。

次に、3の林業分野における外国人技能実習制度についてであります。

林業につきましても、在留期間が1年で職種を問わない技能実習1号としての活用は可能なのですが、在留期間が3年となる技能実習2号の対象職種にはなっていないところであります。これは海外実習ニーズの把握や業界内の合意形成が不十分であることに加えまして、技能実習2号の対象職種に移行するために必要な技能評価試験の実施体制が整備されていないことなどが主な要因となっております。

このような中、（１）の全国状況ですが、愛媛県森林組合連合会では、愛媛県の支援を受けまして、平成30年1月にベトナムから技能実習1号の研修生を試験的に受け入れておりますが、これ以外の都道府県では林業における技能実習生の受け入れ実績はない状況となっております。

（２）の中央団体等の動きですが、全国森林組合連合会が中心となりまして国家資格の技能検定制度の創設に向けて、本年4月に林業技能向上センターが発足したところであります。

また、（３）の県内団体の意見ですが、県内団体は中央団体の動きを静観している状況でございます。これまで県に対して意見や具体的な

要望等が行われておりません。

このようなことから、県としましては、（４）にありますように、中央団体や国、他県の動きを注視しながら県内団体の意見も踏まえ、受け入れに向けての動きや制度創設等があった場合は適切に対応していくこととしております。

当課からの説明は以上であります。

○斎藤管理課長 管理課であります。

それでは、資料の7ページをごらんください。建設業分野における担い手確保・育成対策、外国人材受け入れについて御説明いたします。

まず、1の建設産業の現状と課題であります。が、（１）の棒グラフが建設投資額をあらわし、平成30年度は約4,365億円、折れ線グラフは許可業者数をあらわし、平成30年度末で4,350者であり、両者とも右肩下がりで減少傾向が続いております。

（２）の棒グラフは建設業就業者数をあらわし、直近の国勢調査では4万3,763人で、これも右肩下がりで減少傾向が続いております。

8ページをごらんください。（３）の折れ線グラフは、上の線が50歳以上の建設業就業者で、直近では全体の52%を占めており、反対に下の線が29歳以下の就業者で9.4%であります。これを見ましても建設業における高齢化が進んでおるところでございます。

（４）の県内の外国人労働者の表で、まず建設業で活躍する外国人の数は増加しており、在留資格では、高度専門職と技能実習生、国籍ではベトナムが多数を占めております。

このような状況を鑑み、（５）の外国人材の確保等に関するアンケートを、ことし7月、県内建設業者1,546者を対象に実施し、1,017者から回答を得たところでございます。

9ページをごらんください。

①の雇用状況では、実績といたしまして約4%となっております。

②の職種では、技能労働者が7割、施工管理が2割ほどを占めております。

③の雇用していない理由につきましては、「不安がある」が約4割、「現体制を維持したい」が4分の1を占めているところでございます。

「不安がある」うち、④では、言葉や生活習慣などに不安を感じている業者が多数を占めておるところでございます。

10ページをごらんください。

⑤の今後につきましては、2割ほどが雇用を望んでいるところでございます。

次に、2の建設業の担い手育成・確保の取り組みであります。が、現状と課題で説明しましたとおり先が見通しにくい経済状況の中、（１）の将来を見通すことのできる環境整備が重要であり、ここで取り組んでおります公共事業予算の確保や業者が受注しやすい環境づくりなどを進めてまいります。

また、就業者の高齢化が進む中、（２）の若年技術者等の育成・確保の取り組みを重点的に行わなければならない。まずは①の県産業開発青年隊の入隊者確保と卒業者の県内就職への強化を進めてまいりたいと考えております。

11ページをごらんください。

②の丸の1つ目、2つ目になりますが、若年者の資格取得への支援や定着支援を行いながら、丸の3つ目、4つ目の担い手確保連携推進会議や関連団体との意見交換会を今年度実施し、産学官で教育関係との連携を強化しつつ、専門工事業の技能者団体等と問題意識の共有化を図ったところでございます。

12ページをごらんください。

建設業の魅力を伝え小学生から興味を持たせ

るとともに、学生にはインターシップを行うなど、③のふるさとみやぎ土木の魅力発信事業を継続的に実施しております。

なお、今年度の新たな取り組みといたしまして、(3)の外国人材の確保に対して、外国人材を雇用する際に必要な経費等の一部を補助する事業を始めたところであります。

最後になりますが、これらの取り組みのほか労働環境の改善を進めていくために、(4)の①の労務単価の引き上げや次ページになりますが、②の週休2日工事への取り組みで土曜一斉閉所を実施しているところでございます。

加えて、建設現場での生産性向上を推進するために、ICTを活用した工事の試行適用の範囲を拡大しているところでございます。

説明は以上であります。

○西村委員長 ありがとうございます。

以上で執行部の説明が終わりました。御意見、質疑ございましたら、よろしく願いいたします。どなたからでも。

分野が別々になるのもあれですから、まず農業分野から行きましょうか、1番初めの農業分野からお願いいたします。

○外山委員 2ページの3の(3)の丸の2つ目、この「農繁期の異なる他産地と連携し、本県の農繁期だけ就業する体制を検討」とありますが、これは果たして可能なんだろうかと思えます。例えば外国人労働者を、ある期間こっちで使って季節雇用みたいにして移動させるわけでしょう。これ現実的に可能なのかなと思えますけれども。

○戸高農業担い手対策室長 特定技能では、技能実習と違まして派遣も可能ということになりますので、今年取り組んでおりますのが北海道は夏場、本県については冬場をリレー方式で

特定技能を活用する仕組みを考えているところでございます。

○外山委員 それはわかるんですけども、同じ対象者が動くということ。ある時期北海道、ある時期は九州というふうに。そういうことで理解していいんですか。

○戸高農業担い手対策室長 そういうことです。

○坂口委員 リレー生産で時期限定というんですか、例えばピーマンなんかも試行したことがありますよね。あれは北のほうの町かな。リレー生産が可能なら、せっかく技術を積み上げた人材がまた帰ってくる、また出ていく、高めながら最長期間につないでいくということが可能だと思うんですけども、あっせん会社が要望があったから今度はおまえを出す、仕事が無くなったら帰ってこい、今度は次のところを見つけてあげたでは、これは単なる人集めの手法ですね。これはやっぱり長期的に見たときに、技能の実習という観点からは遠く外れて、とにかく人不足を補おうということだから、リレー生産でさえうまくいかなかったのに、またそんなのやっていって、本当に成功すればいいけれども、しなかったら迷惑するのは農家ですよ。この政策はちゃんとしっかり責任持ってやれるんですか。

○戸高農業担い手対策室長 今回の派遣に関しては特定技能ということで考えておりまして、特定技能の場合は耕種と畜産の二つに分かれておりますので、耕種の中でのリレー生産という形になります。委員御指摘のとおり、一番いいのは同じ品目の中でリレー生産していくのが本人の熟達も含めてよろしいかと思うんですけども、どうしても北海道、宮崎という形になると、宮崎は冬場の園芸、それから北海道については夏場の露地物という形で若干品目は違うん

ですが、同じ耕種の中で入れる形になりますので、そこについては園芸全般の中で技術を高めたいっていただくという形でできればいいかなと思っております。

○坂口委員 理想はそれですけども、そうじゃなくて、就労地リレーですよ。ピーマンだ、トマトだという作物リレーじゃなくて就労地リレーで、宮崎から出ていった人が次、宮崎に帰ってきてくれるかなというのが一つですね。よしんば、そういうことが可能なら、じゃ、宮崎の中でも、営農類型によっては、うちはこの時期が農繁期だよ、この時期は農閑期だよとなる。県内でのリレーというものをまず優先して行って、県内から離さない。

県の責任において技術でも何でもやっぱり質を高めてあげるといって、いわゆる人材育成をやっていながら県内から離さないということ、その延長線上が、あなたの県と連携しようとか。勝手にあっせん会社に任せるんじゃないで、県と県が、行政と行政が責任持って何月から何月はどうやって、また帰してくれというものがなくて、これは単なるコマーシャルです、あっせん事業になっちゃいますよ。

何度もなっているように、逃亡とまではいかなくても今度は被雇用者側が選択するじゃないですか。そうじゃなくて、しっかりあんたらの目的はこれだ、我々の責任はこれだという範囲内において、しっかりその枠の中でやっていかないと、単なる必要性じゃだめですよということを行っているんです。あとで漁業も出てくるけれども、マルシップなんかもそうですよ。

そこらをまず、何が一番今まで検証した中で反省点なのか、それをどう改善していくのかということがあっての、これじゃないとだめだと

思っているんです。

○日高農業経営支援課長 委員が御指摘のとおり、確かにそういった課題等もいろいろあるろうかと思えます。この事業に関しましては、まだ一度もやっていないというところもございますので、まずJA、今考えておられるのがJA尾鈴とか、JA日向さんあたりが前向きにお考えいただいておりますので、そういったところを中心にまずは検証させていただいて、いろんな課題等も出てくる中で、北海道等の行政等ともそういった課題を共有しながら、どういう形が一番進めやすいかということ、この事業で検証してまいりたいというふうに思っております。

○坂口委員 くどくなるから最後にするけれども、検証する中で注意事項があるでしょうということですよ。勝手にやりなさいじゃなくて、これだけは守りなさいという基本的な枠があつての、その枠の中での研修でないとちょっと責任が持てないんじゃないかということです。何を指そうとしているのかという、行き着くところ、そこに確実に割合を高めていくために行き着く。だから検証は検証なんですよ、初めてのことは。その中でこれだけは守ろうというものがないとだめじゃないかということです。

○星原委員 関連なんですけど、私はやっぱり、これからどの都道府県でも人材不足になる。農業関係だったら農業、林業関係だったら林業、漁業だったら漁業、どこも不足していくと思うんですよ。じゃ、宮崎県はどういう形でこれをカバーしていくかとなったときには、農業関係だったらJAでもいいんですが、宮崎県全体で何人必要となったら、そういう人たちを県とJAあたりとが連携して、機械のリースじゃないんですけども、要するに確保しておいて、必要なところから要請があればそこに出してい

くと。

ベトナムならベトナム、インドネシアならインドネシア、中国なら中国、そういうところの来る人たちと幾らということで契約をしておいて、そして100人でも何十人でも預かって、半年とか農繁期の時期に必要なところに行ってもらおう。やっぱり何かそういうことも考えておかないと、ただ、お任せではなかなか確保が難しいんじゃないかなという気がするんですよ。

だから、県全体で確保できるような形にしておいて、申し入れがあったところに行ってもらおう形の契約の仕方をして、要するに人件費なら人件費が安いということであれば、最低保障はどこまではちゃんと責任持ってやりますよという、そういうこともして信頼関係をつくっておかないと、よそで何らかの方法をとられたら、宮崎に来てくれる人がおるかどうかというのは、これから難しいんじゃないかなと思うんですよ。

だから、農業でも園芸の技術もあれば、畜産もある、いろんな分野があるわけで、そういう経験をさせながら、その経験をした人たちにはそういう経験のところに行ってもらおうとか、何かやっぱりそういうことまでして、技能実習生のレベルがその分野で上がっていく形にだんだんしながらやっていくような、何かそういうことを取り入れていかないと。よその県とのやりとりでやるということになると、余計賃金差やいろんな待遇面で負けてしまうと、よそにとられてしまう可能性があるんですよ。

だから、県内の中で最低必要な人たちをそうやって技術レベルを上げさせながら、確保する方法を何か考えたらどうかなと思うんですが、その辺についてはどういう考えをお持ちですか。

○日高農業経営支援課長 委員の御指摘のとおり、確かにそういった確保という観点では非常

に重要だろうと思っております。

今のところ（3）の一番最初の丸にございますとおおり、まだ送り出し機関等との関係といったところも含めて今後構築をしていかなければいけないというような状況にございます。先日はベトナムのほうのそういった送り出し機関となり得るところに対して、いろんな調査等させていただき、関係の構築に向けて今いろいろと連携をとらせていただくような方向で動いておりますので、まずはそういった送り出し機関との信頼関係をしっかり築いていくということが重要だろうと思っております。

また、監理団体も全国には2,500ぐらいございまして、農業関係では1,043という監理団体ございますけれども、こういったところで有力といえますか、優良な監理団体等とも関係をしっかりとつくるのが重要だろうと思っておりますので、そういったところも含めて、まずはそういう関係づくりをしっかりと進めてまいりたいというふうに思っております。

○星原委員 だから、外国とのそういう関係になったときには、民間レベルでなかなか難しいと思うんですよ。だから国なんですけれども、国ということであれば、やっぱり県あたりが、行政がちゃんと安心してもらえるような、そういう条件とかいろんなものを協議しながら進めていって、そしてより宮崎に来ていただける形をどうやったらいいのかを、もう検討じゃなくて、本当はベトナムでもどこでもそういうところに飛んでいって、こっちの実態と向こうの実態をちゃんと把握しないとだめだと思うんで、そのことに早く取り組まない。よその都道府県が仮に先に行って、そういう契約を結ばれちゃうと、そんなに無尽蔵に人がいるわけじゃないだろうと思うんですよ。やっぱり宮崎は宮崎

で、そういう人材的に欲しい人たちの数を確保するには、やっぱり早く対応しないと、後手になったらなかなか厳しいんじゃないかなと思うんで。

行政ができる範囲、民間ができる範囲、その役割をちゃんとはっきりして、そしてどういうふうに持っていくかということ、こっちサイドで検討をして、そして向こうにこういう条件でどうかということ、行って話ができるような体制を早くやったほうがいいんじゃないかなと思うので。ぜひ何かそういうことも検討していただいて、取り組みをしていただければと思います。

○日高農業経営支援課長 まさに委員が御指摘のとおりだと、私どもも思っております。今月ベトナム等にも行って調査はしてまいりまして、他県のほうも既にベトナムと連携協定を結んでいるような県もございますので、私どもとしましても、急いでそのあたりも含めて視野に入れて進めてまいりたいと思います。

○星原委員 お願いします。

○野崎委員 どの課も折れ線グラフとかで減っていると。農家で言えば農家の戸数とか農業の就業人口が減っているというのがあります。減っているのはわかるんですけども、どこまでふやしたいのか。どこまでふやせば、宮崎の農業を守れるのか。いろんな事業で例えば、こしはここを目標に、この人数を目標にというのが執行部としては明確にあるんですか。ただ減っています、ふやさないといけないだけなので。じゃ、どこまでとか、何人いればとかとかいうのがあれば。

○鈴木農政企画課長 農業の話でいきますと、現在、5年ごとに、10年おきに長期計画をつくりまして今もうつくっているところで、次は令

和3年度から次の計画を策定するというところで、野崎委員には御案内のとおり、常任委員会でもお話をさせていただいたところでございます。

その上で、減っている中でどこまでふやすか。守るかという今、野崎委員のおっしゃったところについては、その額を維持することが守ることになるのか、それとも農地の基盤を守ることになるのかということでも価値観が変わってきますし、また今スマート農業の進展をさせていただいている。さらに農福連携や、星原委員がおっしゃったような外国人の方に入ってもらうような取り組みもしているので、どこどこで何人という考え方、もちろん一定の数字は出したいと思っているんですけど。それ以上に主要な担い手というのが、個人事業主なのか、法人経営体として、そしてそこに働く人もふえるのか、またメインストリームではないけれども、農福連携のようなお手伝いをいただける方、そういうところは考えなければいけないと思っているので、今のところ令和2年までに3万5,000戸を目標に取り組んでいるところでございます。ただ、先ほど坂口委員からあったような過去の反省を考えますと、単に農家数をここに持つてくるということではなくて、どのようなレベルの方が、どのような形で農業にかかわっていかれるかという観点で次の計画を考えたいと思っているので、一応答えでは3万5,000戸なんですけれども、これからもう少し考え方自体をちょうど今考えたいと思っているところでございます。農業はこういう状況でございます。

○野崎委員 人数だけの話でしたけれども、生産量とか額というのが、付随して説明があるとわかりやすいのかなと。

○鈴木農政企画課長 今いただいたような御指摘は、確かに今までの説明、この資料等でも、

なかなか取り入れられていないところ、ほかもそうですけれども人材という人数だけになってしまっていて、どこを目指すかというところが見えないところがありましたので、そういう説明をしっかりと、議員の皆様はもちろんですけれども県民の皆様にも伝えるように工夫をしていきたいと、部全体でも心がけたいと思います。

○山下委員 関連ですけれども、結局農業の総生産額を維持することが県の目標だということであると、先ほどいろいろ人材の面でやりとりがありましたけれども、結局法人組織をふやしていくことかなと思うんです。そうなりますと、法人経営であれば、外国人を雇って、いらんときがあるからよそに出そうかというのは全くおかしい話で。

先日、私たち北海道にスマート農業の研修に行っていましたけれども、御案内のとおり11、12、1月、この3カ月、2月までほとんど仕事ができないわけです。その代表者が言われましたけれども、その期間もちゃんと最低限の給料は出しますよと、それぐらいの法人に育てないと。

私は宮崎は仕事はできないときはないと思うんです。幾ら夏の暑いときでも準備があったり、いろんな作業がゼロということはないんです。ですから、そういうことを踏まえると、外国人労働に頼るような法人経営というのは、雇ったものはずっと4年間、5年間、ちゃんと雇用していただくということにならないと、法人の経営もよくなれないと思います。そこはぜひそういうふうに指導していただきたいと思います。特に私としては要望しておきたいと思いますね。

○脇谷委員 済みません、素人で大変申しわけないんですけれども、外国人雇用ではなくて新規参入のほうなんです、私のほうによく入る

のが、例えば県外移住の方で若い人なんですけれども、農業をやりたいと思っても地域が受け入れないと、組合が受け入れないという声。

あとは女性がやろうとすると甘いと、考え方が甘いから女性は、はなからもう考えに入っていないということが、よく耳に入ってまいります。農業の担い手確保をうたいながら、そういった方々を受け入れないという地域の体制だとか組合の体制だとか、やはり根底にあるのではないかというふうに思っております。

やはり、この意識を変えるということが今一番大切じゃないかというふうに思っております。これはJAの皆さん方もそうだと思うんですけれども、お金としての支援というよりは育てるということについての意識を少し住民の方も、今までの方々も考えていただいて、それを行政のほうからもちょっと手助けして行って育てていくということが必要じゃないかと思うんですけれども、その点においてはどういうお考えなんでしょうか。

○日高農業経営支援課長 委員が御指摘のようなお話を私も過去に聞いたこともございますし、そこは留意しないといけない部分もあろうかと思えます。昨今の新規就農の傾向としましては、女性もふえているという状況がございまして、402名の中で107名の女性の方がいるということで、これにつきましては年々伸びているような状況がございまして。

また、新規参入者につきましても、54名の方が新規参入という形で各地域に就農されておられるという状況もございまして、これも微増の傾向でございまして。

地域の受け入れに関しましては、確かに古い考え方を持っておられる農家の方もいらっしゃいますので難しい部分もございまして、例えば

私が2年前に西臼杵に勤務していたときには、女性の新規参入の方が来られて、地域の方が全員で受け入れて、住居とか農地とかも提供されて開始をされたというような実例もございますので、そういったことも御紹介をさせていただきながら、地域の方々の理解を得るようなこともしております。

また、JAに関しましては、13JAのうち11のJAでトレーニングセンターをつくっておられて、そこでほかの地域の出身者の方も受け入れて就農等のトレーニングをされているというケースも多くなってきていますので、JAもそういった意識の改革は進められておられるというふうに思います。

引き続き私ももしっかりJAにもそのようなお話をさせていただきながら、新規参入者を受け入れやすい環境というのもつくってまいりたいというふうに思います。

○脇谷委員 ぜひお願いします。

○坂口委員 農業経営支援課長の今の発言だけれども、僕が聞く限りでは大歓迎ですよ、女性。そんな排他的な話を最近聞いたことがない。そこは根拠をしっかりとって発言しないと、ここは公の場ですから。そんな差別するところがあつたら、そこはやっぱり問題。僕の周りじゃ大歓迎で、受け入れる婦人会なんか「よう来てくれたね」ということで大歓迎やっていますよ。だから、そこは今、一回裏をとることを求めておきます。

そして、農政というものが保護と言ったら間違いだけれども、しっかりと農業に対して応えていこうということをすれば、保護だ、やれ何だと勘違いがあるけれども、多目的な役割を持っているということを忘れちゃだめですね、中山間地は特に。文化の継承とかさまざまな機能を

維持してくれるという、生産以外のものを持っている。これはやっぱりそこに残る人たちがいないとだめなんです。だから、企業化、大型化、スマート農業ばかり追っかけていると、もとの大もとを崩してしまいますよ。

やっぱり「農は国の大もとなり」という、食足りてばかりじゃないですよ、大もとというところを忘れずに。そこを守りながら、そして食を供給するという責任、直接的な責任をどう果たすか。スマート、大型、企業型農業ばかりだったら、これは間違いですよ。農政水産部なんて要らなくなるんです、商工観光労働部がやればいい、そんなこと。

間違えたらだめですよ、自分の足元を忘れたら。部長、そこをしっかりと約束してほしい、間違いないということ。

○鈴木農政企画課長 坂口委員のおっしゃった話、いわゆる多面的機能と言われますけれども、中山間農業はまさに農業をしながら例えば土砂崩れを防ぐ、林業も一緒ですけれども、河川、水源の涵養をする、そういう機能があること、まさにそれは今、都市部の人忘れかけていることだと本当にそれは思っております。

その上でわれらの政策として、今スマート農業も両方あるんですけれども、産業的な平地でがつつり稼いで、本当に海外まで視野に入れて稼いでいく大規模産業の育成もしなきゃいけない。ただ、じゃ、中山間のほうで農業しなくていいかと言うと、そういうわけじゃなくて、その人たちが果たしている算出額ではない価値というのに対しての取り組みをしなければならない。それがいわゆる地域政策になりますが、その産業政策の部分、地域政策の部分は、ともに行っているつもりではあります。

ただ、委員から見て、どうしても偏っている

ふうに見えるのであれば、それは我々の多分足りないところだと思いますので、その部分の現場に足のついた取り組みというのは一層進めたいと思っています。

さらに、スマート農業の御指摘をいただきました。スマート農業、今テレビ等でよく出るのは、無人トラクターを北海道でがっつりやるというのが取り上げられましたり、ドローンとかで農薬をばっとまけるという、そういうイメージが多くて、そういうほうが産業的なのでよく取り上げられるんですけども。

他方で中山間地域において、もう斜面の高いところでの畦畔の草刈りですとか、それこそ小型のトラクターをラジコンで操作することで山に登らなくて済む、そういう負担の軽減。労働力の軽減だけじゃなくて、作業負担の軽減をすることによって、少人数でありながら条件不利地域を耕作する、そういう形でスマート農業も進めているところでございます。

その部分も発信が足りないという御指摘など承っておりますので、しっかり取り上げながら、そこに受け継がれるよう。スマート農業も大規模だけじゃなくて、中山間地でも活躍してもらい、そして中山間でも地域施策としての農業の意味があるというところについては、しっかり発信して、そして今の御指摘を胸に秘めてちゃんと取り組んでいきたいと思っております。

○坂口委員 そうです。だから先ほどの目標が、生産額を何ぼだとか、順位が何ぼだという生産の結果だけじゃなくて、もともと農業というのはそこまでしっかり頑張っていたかどうかというところの根底にはそういうものがあって、特にやっぱり小規模、3ちゃん農業が2ちゃん農業になってきていると。もう一度どうやって稼ぐか、そのところにやっぱり今度は小規模経

営体に対しての外国人受け入れというものが同じテーブルにのっかってきているけれども、あくまでも大規模、大規模の説明しか聞いていないから、そこは忘れちゃだめだぞということを言っているんです。

文化を継承していこうと思ったら、やっぱり3ちゃんになれることを目指さなきゃということ。でも、当面の策として、緊急しのぎとして、やっぱり中山間地の小規模な家族経営の農家にも、まずはプラスワンを持ってこないと受け皿がなくなるぞという議論、心配というのが全く見えないから、そこを言ったんですよ。そのところは基本にやっぱり置いておかないと。3ちゃんを2ちゃんになった、2ちゃんを3ちゃんに戻すということのつなぎとして、ここにも目を向けないとだめでしょうということ。

○坊菌農政水産部長 大変貴重な御意見ありがとうございます。本県の農業、平場での農業とそれから中山間地、特に山間地の農業が一体となってやられておりますので、平場については確かにここに書いてあるような法人化をしていったりとか、農地を集積して一定程度の規模でしっかり生産をやってもうけていただいて、人を雇っていただくということを進めないといけないと思っています。

一方、中山間地域は、やっぱりおっしゃるように、地域を守っているのは、農家の方々が主体になります。もし中山間地域で農業ができなくなってしまったときには、まさしくもう地域が廃れていってしまうということがありますので、ここはしっかり農業が中山間地域でもやっけていけて、農家の方々が生活できて稼げる、そしてよそからでも、また帰ってきて、中山間地域で農業をやってみようかという人たちがふえていくような形にやっぱりしていけないといけ

ないと思っています。

そういうことを踏まえて、次期長期計画、今検討しているいろいろな意見を伺っていますけれども、やっぱり今ある宮崎の中山間地、平地の農業をいかに今後継続していくかということを重点にいろいろな意見を聞きながら施策を今後考えていきたいと思っています。ありがとうございます。

○星原委員 今の中山間地の問題が出たんでね、そのことでいきますと、私の地元なんか見ても、もう今50代以上しかいないんですよ。ということは、あと10年後とかそれぐらいになってきたときには、おのずと今の状況だと守ることはできないんですよ。この10年間の間に、そういう今いないところに、地域外からでもあるいは県外からでもいろんな形で、そういう中山間地で農業やりたい、あるいはやれる人を見つけてこない限りは、もう地元はいないんですよ。

我々の地域でも多分平地で、結構場所的にはいいんですけども、それでさえも今50代以上、60代、70代なんで、多分誰も入ってこなければ、そのまんま農地があいた状況というか、あるいはもう多分荒れて、今でも荒れているところは結構多くなってきているんですけども、荒れた状況の中でいくだろうな。そういうところを本当に守ろうと思うんなら、今早急に手を打たないことには、20代、30代の若い人たちがそういうところでもというのは、もう最終的には所得だと思っただけですよ。安定した所得、家庭を守れる、生活ができる、子供たちを大学でもどこでも出せる、そういう所得が入るだけの農業ができるかどうかなんですよね。

やっぱりそういうことをひっくるめ、あるいは人手が今もういないということなんで、そういう人手の分野でも心配が要らないとか、そう

いうこと。あるいはもう、これから大型機械が云々ということになれば、畦畔なんか取り外して、農地を区画整理して、機械化で人手の部分がなくなるだけ要らないようにするとか、そういうことに着手しないと間に合わないと思いますので、その辺のところひっくるめて、我々の委員会、人材育成と外国人雇用が出ているので、そういうものとかみ合わせて、どうやったらいいかということを実際に早急にやってみないと、10年、20年先はなかなか難しいと思いますので、そういう点もひっくるめて対応方をお願いしたいと思います。

○坊菌農政水産部長 ありがとうございます。今農地が6万ヘクタールちょっとありますけれども、この6万ヘクタールで今後宮崎の農業を誰がどう担っていくかというところは、大きな課題であります。地域自治体でも人が本当に減っていくので、その地域を誰が守っていくということが非常に重要で、うちの地域も兼業農家が非常に多かったですりして、あぜ草切りも非常に苦労している状況になっていますので、これからそういういろんな人たちの力を借りながら、やっぱり地域、農業も担っていけるようにするのが一つ。

あとは、やっぱりおっしゃったように、規模を少し面積を広くして効率的な農業をしていく。あとはスマート農業もあくまで手段なので、この手段をうまく取り入れてやっていくとか、いろんな手法を考えながらやらせていただきたいと思っています。

○西村委員長 よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 では、次の漁業分野につきまして、質疑をお願いします。

○星原委員 説明があったとおり、いろんな研

修とか、確保のためのいろんな事業に取り組まれているんですけども、今大きな課題としては何なんですか。要するに、漁業に就業するためには賃金の問題なのか、あるいは漁船とかの確保の問題なのか、やりたい人がいても、そういう資金的なものがなかなか難しいのか。もう漁業分野に就業しようという人たちがいないために、その人たちを確保するところが難しいのか。

その一番難しい部分が何であってということをはっきりわかって、その原因をやっぱり少しでも弱くというか、そういうふうにしていかないことには、なかなか言葉だけでいろんな事業をやっても確保はできないんじゃないかなと思うんですが、漁業分野で一番の課題というのは、資金面なのか人手が足りないからやりたくてもできないのか。今いろんな研修、事業をやられていて、一番課題だと、ここを何とかできれば少しはまだ望みが出てくるとかというのはあるんですか、ないんですか。

○外山漁村振興課長 漁業の分野につきまして、天然資源という、この資源がないと漁獲高もふえていかないという大きな要因がありまして、まず、宮崎におきましてはカツオ、マグロとかイワシ、アジ、サバの漁獲が多いんですけども、カツオ、マグロ等につきましては、いわゆる国際資源となっております、その資源管理のあり方も大きく関与している。特にマグロでしたら今は漁獲上限が国際的な取り組みの中で決められているということで、その資源管理を守りながら、どうやっていくかというのは一つ大きな課題があると考えます。

もう一点は、近年、漁獲高が減少していく中で、船の更新というのがなかなかできてこなかったんですけども、やっとなりー事業という

のができまして、国の支援を受けながら少しずつ漁船を更新して、新しくつくられた方は古い船を中古船として次の方に渡せる仕組みができたところ。一つは、漁船の価格が高いということが一つあるかと思います。

もう一点は、担い手なんですけれども、人口が減少する中で、家族構成も人数も少なくなっている。そういう中で漁業者もその子弟とかが漁業以外の業態についたりとかいうことで、人というのがなかなか確保できない。

もう一点は、漁業というのが農業とか林業とかと違ひまして、普段現場で見る機会が非常に少ないということで、漁業に興味を持たれる若い人、中学生、高校生、大学生等が今減っているということで、そこでのPRというのが非常に大切だということ。

もう一点、漁業担い手に関連することなんですけど、漁船というのは免許、資格が必要になってきます。航海するとき、あるいはエンジンを整備するときの資格が必要になるんですが、その資格を取得する人が少なくなっていると。そのために高等水産研修所等がその支援を行っているということで、5つほど課題を上げておりますけれども、一つの原因だけではなくて、いろいろな課題が含まれているというふうに考えております。

○星原委員 やはり将来に期待というか希望が持てる感じであれば、若い人たちにこうこうだからと口説けると思うんですが、その将来に期待が持てる中身が裏づけとして示せないとなかなか厳しいのかなという、これはどの分野でも一緒だと思うんですけども、ほかの産業でもね。

将来に希望を持たせる所得であれば、こういうやり方をやれば、これぐらいはちゃんと安定

的になっていきますよと言えるものであれば、そういうことでというのはあるけれども。不安があるものであれば、誰もなかなか飛び込むというか、そういうようにならないと思うんですよ。

そういう中で、また、漁業関係の場合は近海で、地球温暖化の影響等で漁業が変わってきているような話も聞いているんですけども、そういう影響で漁獲量がなかなか確保できないという、そういうことも聞いているので。将来的に5年後、10年後を見越したときに、そういう気候変動で、近海じゃなくて少しやっぱり遠くのほうまで行かないといけないとなると、漁船も新たにまた確保できるかどうか。それだけの能力を持った船を準備できるかどうかとか、いろんなことが出てくるんじゃないかなと思うんですが。

それと一方で、逆に言えば養殖の分野で少し働く場所というか、そういうことにも考えを持っていかないと、守っていけるのかなという不安があるんですが、その辺についてはどういうふうに捉えたらいいんですか。

○外山漁村振興課長 漁業で働く方に限らずと申しますけれども、先ほど委員からもありましたように、大きな要因としては所得、どれだけの所得があったらいいなという、そういう担い手になる方というのは、一番に考えられることだと思っております。漁業につくに当たりますと、雇用される方と自営でやっついていかれる方、大きく2つ分かりますけれども、それによって所得の目的とする額は異なっていくかと思いますが、やはり平均的な漁業所得が230万円から50万円程度ということですので、そこを300万から400万とか、そういうところに一つ目標を持っていく必要があるかなというふうに考えており

ます。

もう一点は、今労働環境として、漁業は日帰りの操業もあるんですけども、3週間とか、1回港を出てから帰ってくるまでに3週間、4週間という時間が必要な漁業もあります。そういう中で、その船の中で快適な労働環境が得られるような仕組みづくりというのは、今後は非常に必要になってくると思っております。

もう一点、養殖ということなんですが、今宮崎県内の養殖業に特に魚類養殖におきましては、国がブリ、カンパチ、マダイ等につきましては、生産量の上限のガイドラインをつくっております。これは魚価が乱高下しないようにというものを目的につくられておりますけれども、そこを国内で販売する場合には、そのガイドラインを守る必要があるんですが、これから今輸出に向けての養殖というのに取り組んでおりますけれども、これにつきましてはガイドラインが関与しませんので、今後特に宮崎ではブリ、カンパチ、マダイというのが主要な魚種になっておりますので、それら魚種を主体に輸出というのを促進していくことによって、所得の向上というのが図れると考えております。

○坂口委員 マグロ船、カツオ船あたりは外国人を受け入れてなんとかやっている。ある程度中規模経営体だから、金融なんかの利用とかいろんなことをやりながら、法人としての優位性を活かしたりしてやっついていけるけれども、一番の問題は本県の場合、沿岸漁業がすごく衰退していったって、壊滅に近いぐらい厳しい環境の中におかれたまま、改善の見通しが無いというところが気になるんですよ。

まず、宮崎の沿岸漁業なんですけれど、全国的に47都道府県で見たときに、大体どれぐらいの位置にあるのかということですね、所得とか

水揚げとか、そういったもので。1経営体でも、就労者1人当たりでもいいですけども、まず全国的に大体どんな位置にあるんですかね。

○外山漁村振興課長 今手元に沿岸漁業だけのデータを持っておりませんが、県内で言いますと、漁業就業者としましては沿岸漁業者が8割、一方で漁獲金額でいきますと2割という状況になっております。今、沿岸漁業の就業者が減っているということは御指摘のとおりで、それに対応したいと考えておまして、今年度の事業の中で沿岸漁業者向けに中古漁船を承継できるように漁村活性化推進機構の中にホームページを立ち上げてまして紹介をしているというのが一つ。

また、眠っている漁具等を次に新しい漁業をしたいという方に引き継ぐための支援としまして、今年度漁具の補助というのを立ち上げたところでもあります。

○坂口委員 言われたように、大方はやっぱり就労者で見ると、沿岸漁業なんですよ。本県特に沿岸漁業のシェアが高いと思うんです。

一方、そういった近海あるいは遠洋で見ると、国策とか国際ルールとかの中で自己完結ができない部分があるじゃないですか、条件整備。沿岸は魚を増やして、そしていろんな流通段階までの目配り、気配りしながら、やっぱり、打てる手というのはいっぱいあるんですよ。打たれていないだけです。漁場もなければ、魚もないのに、今言われたように船をつくりかえる制度はようやく今になって何とか準備できましたよという。けれども、乗る人がいないわけだから、つくりかえるわけがないですよ。継承する人いないです。

ほかの中小企業はまだ承継できても、ほかの人を連れてきて、漁業で、じゃ、わしが行って

というのは、本当に例外的ですよ。そんなのがあったら全国放送でニュースで取り上げるぐらい例外的に外部からの受け入れというのはない。それは飯が食えないからです。

そういったことをやっていながら、産業として今後とも宮崎で残そうとすれば、今全国でのレベルは言われなかったけれど、所得は200万円にも満たない。100万円以下、50万円以下の所得という人がいっぱい、これでは成り立たんですよ、やれと言ったって。船つくりかえろと、いろんな手だてしてあげるといったって、つくりかえられないです。消滅の道をたどるしかないような、ものすごく厳しい中にあります。

魚をそこに住ましてあげると、沖に出られるようにしてあげると、釣ったものが売れるようにしてあげると、高く売れるようにしてあげると、高くなるようにしてあげると、と、とにかく船をこのまま廃船にしてしまうのか、それとも生かしていったって、またつないで使っていくのかというところで、誰が乗ってくれるかですよ。

そこに、やっぱり農業サイドと同じように漁業なり、あるいは漁連なりがしっかりとした、そういったチームを持って、外国からの人材でつなげるということをやらないと、誰も継がないですよ、僕が漁師やっていて、そんな厳しい中のグループの1人だったら、息子を継がせないです、飯食えないです、50万円ぐらいでは。だから、そこをやらなきゃ、これは絵に描いた餅ですよ。

ものすごく幅広い話してしまっているけれども、外国人の受け入れを、今一番欠けている部分にどう生かしていくかという話をしているんですよ。漁業経営体、本当に見てください。もうほとんど沖に出られない状態です。そこに元気のいい、ばりばりの者が誰が乗ってくれ

ばいいのかと考えたら、ここに出ていますけれども、マルシップで圧倒的にインドネシアが多い。外国人の人材受け入れで、フィリピンがぼつぼつ台頭し始めた。これは現地に水産高校がいっぱいあるからなんです、海員学校がいっぱいあるからなんです。

しかし、今までの発展途上の中にある間は、まず身近なところの魚を釣ってこよう、水産を出て魚の技術を持っていけば、よそでも使ってくれるよとかいうのがあったからだけでも、ここも経済がどんどん発展していっていますよ。こういったものも成り立たなくなるんですよ。最終的には自己完結できて、水産という産業を残していかないといかん。もう瀬戸際に来ていますよ。

だから、そういったせっかく船は持っている、漁業権は持っている、権利も持っている、ノウハウも持っている、道具も持っている。そこにとにかく人を送り込んでやる。しかし、日本人ではそこには行かないよとなったときに、じゃ、経済団体というものの持っている力をどう生かしてそこをつないでいくか、また元気を出させていくかということ、それもやっぱりここに欠けていますよね。

中型船、大型船、近海漁業や遠洋漁業になれば、いろんな方法がありますよ。便宜置籍とか、それからマルシップとか、直接向こうに行って契約して基地化をしていって、基地に船をつなぐ間はビザなしで現地人を乗っけるとかあるんですけども、小型の沿岸で、そこに行ってもその魚礁の上で魚を釣るしかないという人は、行ったら魚はいない、釣ったって日当も出ないというような感じですよ。

そこらを総合的にやらないと。2千何百かろうじて残っていますよ。一方じゃ、百七、八十だ

というレベル。これは何とかやっていますね、国策でもってしてでも、それにちょっと県がお手伝いしてあげるぐらい。これはなくしたら大変ですよ。ここに外国人人材を入れる方法というものが無いと、ここ入っていないでしょう。やっぱりこの沿岸でやっている人たち、小型漁船、特に5トン未満なんて一番多いグループというのに。そこらをどう考えるというのが全くない。

○外山漁村振興課長 沿岸漁業の所得が少ないということで、担い手がなかなか入ってこない。そういう中で、今後なんですけれども、外国人につきましては、これから国の制度の改正がある予定ですが、養殖とかにつきましては、今後参入ができる可能性がある。そういう支援制度も出てくるかと思えます。

やはり日本人が地域に残って活性化していく必要があるというふうに考えておりますので、そこでの各地域の担い手協議会というのを昨年度から立ち上げましたけれども、そこでやっぱりしっかりベテランの漁業者、そして若い漁業者、行政、漁協も含めて、今新しい担い手を育ててほしいと、着業した方についても技術を支援してほしいということで進めているところですので、そういう施策を今後も続けていきたいというふうに考えております。

○坂口委員 今のちょっと聞きとれんところもあったんですけども、養殖も今言われたんだっただすかね。漁業に就労者を確保しようということだと。それは大いに結構だけれども、養殖は限界がありますよ。

それから、まだあんまり表で評価されないけれども、小型漁船の人たちが沿岸で小さい経営をたくさんやっていくということは、これも農業と一緒に多目的な機能というのをいっぱい持っていますよ。今後特にプラスチックごみ一

つだって、今深刻な世界の大きな問題になっているでしょう。

これだって、ビーチクリーンじゃなくて今度はシークリーンで引き上げの人たちに一斉に網を引かせたら、どれぐらいのプラスチックが一回引くだけで上がってきますか。そういったものを委託していくとか、しっかりとそれに対応してあげるとかいうことをやりながら、その人らがこれだけは我々は社会に貢献している、世の中に貢献しているんだという誇りを持っていただきながら、そして培った技術、学んだものというものを生かそうとしたら、漁場に行けば、その腕に応じて魚もとれるんだと。とったものは喜んで流通にのっけてくれるんだというシステムにしていけないと、もうこれはかなり遅れてしまってきているけれども。

これは今までやっておかないといけないことだけれども、でも今度はそれはやったって、もう人がいないよということで。じゃ1人で細々やっている漁業経営体が、外国人を直接雇えるかといったら、これはもう絵に描いた餅以上に悪いです。

これを、じゃ今、何とかここで漁協あたりが、行政と一緒に、モデル的にもやっていけないかなと、そのともしびすら消えてしまっているのかなということを今伺っているわけです。そういったことがここに、いまになってもそういったことが出てこないよと。もちろんそんな大変な状況の中には変わりないけれども、やっぱり近海をやっている人とか法的に養殖をやっているところとか、そういうところはまだまだ力を残していますよ。だけれども、その力すらないところ。沿岸漁業を捨てるのかどうかという瀬戸際に来ているんじゃないの。その一つがもう跡継ぎを見つけようたって、あるいは

この船を何とか廃船せずに使ってもらおうたって、それを受けてくれる人もいないぞということですね。それを何とか行政と組織とで、できていかないかな。外国人あたりをそこに受け入れていけないかな。

くどく2度目になるけれども、インドネシアからあれだけの人たちが来ているが、行ってください、水産高校がどれだけあるか。技術の講習所がどれだけあるか。フィリピンあたりもそれと同じようにどれだけ学校があるか。そこを卒業した人たちは、国際感覚をものすごく持っていますよ。どこにでも出て行って頑張ろうという。だから外国に出ていくという抵抗感みたいなものを持たないから、すんなりとどこにでも行っていけるという。

そこらをやっぱり何とかここに持ってこれないかな。その国の水産高校の数は、今後時勢の流れというか、減っていきますよ。日本がしっかりそのニーズを持っておかないとということを言っているんです。だからそこに目を当てて、何とか守れないかな、外国人で。それも自助努力とか自己の力は限界超えていますよ、各経営体は。そこを何とかやれないかなということを今聞いているわけですが。

○毛良農政水産部次長（水産担当） 委員御指摘のとおり、宮崎県の水産業、漁業につきましては、カツオ一本釣り漁業、マグロはえ縄漁業、養殖業にまき網漁業、これ全て法人経営体で、今回のセンサスに出ましたけれども、法人経営体数は余り減っていないという状況の中で、今回沿岸漁業者がかなり減っているという状況は御指摘のとおりでございます。

これに対してどういう措置をするかということで、私もかねがねいろいろ考えているんですが、先般川南の一本釣り漁業者の方、30年ぐら

いやっている方とじっくり話す機会がありまして、どういった施策が必要かなという話をしたところ、やはり水産資源がこれだけ減っている状況で、所得が上がらないということが一番の課題だということで聞きましたので、やはり今後は長期計画を今後定めますので、そのときにいろんな漁業種類、一本釣り、はえ縄、そういう組み合わせを検討しながら沿岸漁業者の所得向上を図っていけないかなということで考えておりますので、次期長期計画では所得の面を入れて目標をつくっていききたいというふうに考えております。

○坂口委員 そこに目を向けて、そこから整備をしていかないと。もう御存じのように、つい最近までは許可漁業だ、権利漁業だということで、部外者には絶対魚を釣らせないぞと。釣らせたら、それだけ自分のところが減るということだったけれども、今は部外者でも何でも来て、とにかく魚釣って市場に上げてくれ。漁協の運営、市場の運営が賦金運営で、手数料云々でできないからということで、ようやく門戸を開き始めた。あれだけものすごく自分らの縄張り意識、当然ですよ。縄張りの中での許された方法でしか生活ができなかった。それを開放してしまおうというぐらいまで、もう本当に最後のとりではこれだということまで来ているから。

だから人を確保してあげながら、それももう自分のところの子供さえ継いでくれない、それが大方だから、何かそれにかわる人たちを連れてくる、それには海外が一つあるのかなというのと。資源をふやしてくれ、宮崎は真っ平な砂浜だから魚はずっと通過して、休む場所もない。休む場所として魚礁をつくってくれということを行っているわけです。

再起させようとしたら、今ならぎりぎり間に

合うかなということです。でもこれ放置していて、次の長期計画でもそれをやりあげなかったら、恐らく消滅していくでしょう、産業としてはもう成り立たないでしょう。

商工観光労働部、さっき言ったけれども、観光の一つあるいはレジャーの一つとして、宮崎に来て魚を釣りませんかというぐらいのことになってしまいますよということを行っているわけです。その中の一つの人材確保というテーブルは、このテーブルなんですというところですね。

○毛良農政水産部次長（水産担当） 昨年ですけども、水産庁が漁業法の改正を70年振りに実施しましたので、その中で水産改革ということで、本県も漁業調整規則の改正を進めております。許可漁業についても見直しを進めて、多くの方が使えるような形にして、全体の所得を上げるということで改正をしていききたいと思っておりますので、またよろしく願いいたします。

○西村委員長 ほかにないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 では、林業のほうに。

○山下委員 今までも非常に外国人労働ということで、人材面で農業、漁業とあったわけですが、私、この林業分野も考え方によっては、この林業分野が一番若手人材が不足をしている分野ではないんではないかなと思っているところでございます。

そういうことで、今、外国人を受け入れるために全国森林組合連合会が中心になって準備が進められているということですが、宮崎県としてこのことについてどのような考えを持たれているのか、ちょっとお尋ねしたいんですけれども。

○橋木山村・木材振興課長 外国人材の林業分

野の活用については、やはり県としても避けて通れない分野だろうと思っています。

これまでも、各地域で山会議というのを開いておりまして、各関係者から意見を聴取しておりまして、その中では、下刈りなどで外国人材を活用すべきという意見がある一方で、きつい仕事を外国人にさせていいのかといったような反対意見もあったり、もしくは、山村地域の原風景を壊すのではないかと、そういうネガティブな意見も出ているところであります。

県の関係団体の意見なんですけれども、人手不足の話はよく出るだけけれども、その外国人材の活用制度そのものに余りいいイメージを持っていらっしやらなかったりとか、安易に入れるべきではないのではないかとというような意見も多々ありました。

具体的に県のほうにそういう要望とかという活動はされていないといったことなんですけれども、やはり、中央団体がそういった技能検定制度の創設に向けた動き出しをして、今後、早急に活用をすると、活用をしたいという意向を持っていらっしやいます。

その一方で、海外の実習ニーズに合うのかと、いわゆる日本の林業が海外の技術移転に貢献するのか、もしくは、その単純作業を外国人に代替しているだけではないかというような批判的な意見も踏まえながら制度創設に向けて動き出しているといったようなことです。

ですから、本県としましては、そういった多様な意見もあることを踏まえまして、制度がそれを乗り越えて制度が創設されるのであれば、県も一緒になって支援なりそういったことを検討してまいりたいというふうに思っております。

○山下委員 今、先ほど坂口委員からも話がありましたように、海外でも林業学校は盛んにあ

るわけです。ですから、事業継承ができないかということ、今、日本の林業も相当ヨーロッパにちなんでいろんな高性能機械も入り、すばらしい林業がなされているわけです。

あわせまして、御案内だと思うんですが、非常に山のいろんな入札、県、国、町村、地域、そういうものの入札の不落が、きのういろいろ工事の不落の話がありましたけれども、山の不落がすごく多くなっています。

そういう現象はなぜかということ、買いたいんだけど、人手がいないと、そういうのが事業者の実態です。ですから、そういうことが労働者さえ揃えば、私は、もっともっと木は切っていけるんじゃないかなと思うんです。

そういうことを踏まえたときに、今、外国人がいると地域が壊されるんじゃないかというようなちょっと話がありましたけれども、全然別な話で、私も別に農業法人を持っていまして、当時、農業法人をつくったときは、シルバー人材と仲良くして農業法人を運営していこうと思っていたんですが、やっぱりシルバー人材では露地野菜は、もうとても無理です。もうシルバーになった人たちに1日暑いところなり寒いところで労働環境を与えるのは、非常に無理な作業になっていきます。

それに比べますと、外国人労働の20代前後の人たちはとても元気もいいし、ちゃんとそういう知識もあって来ますから、非常にいいし、特にうちなんか来ている子たちは、地域行事も全て参加させます。地域のいろんな踊りとかそういうものにも参加させます。公民館活動にも出します。非常にみんなが喜んでくれます。全然別なんです。ですから、とり方が外国人というような考え方の概念がある人がいらっしやるのかもしれないけれども、私は、そこは全然違

うと思いますので、県あたりももっと積極的にこういうものの制度を生かされるように。

本来でありましたら、国はもう、特定技能では農業全般、全てに労働していいようになっていっているわけですから、そういうことも踏まえて、法律はつくったが、中の次の段階ができていないというのが今の現状だと私は思っているんです。

そこあたりを積極的に、私は、県あたりは上に向けて物を言ってもらわないといかんのかなと思いますので、そこあたりをもう一度見解をお願いしたいと思います。

○橋木山村・木材振興課長 愛媛県で先行してモデル的に、今、実施しているんですけども、それにも、本県の林業事業体が報告会を毎年開催しております、それに多数参加をしております。

国のほうもアンケート調査を実施して、県のほうにもそういった内容の開示があっているわけなんですけど、外国人材を雇用することに関して検討したいと考えているのが55%、ただ、その一方で、コミュニケーションをとるのが難しいのと、あと、林業労働はかなり3Kの職場で、重大事故が発生しやすいといったようなことで、もしもそうなった場合に問題になるのではないかとということで二の足を踏んでいると。そういったような状況で、やりたいけれどもなかなか踏み出せないといったような状況があるんですけど、報告会の中では、ぜひ、そういう制度が中央のほうで考えられているのであれば、ぜひ検討したいといったようなことでございます。

具体的に、先ほど申しましたように要望活動は行われてはいないんですけども、そういった声があれば、それを踏まえて県としても積極的に要望活動はしてまいりたいというふうに

思っております。

○山下委員 今、林業事故の林業災害の話がありましたけれども、もう特に、その災害です。年齢が60、70を過ぎた人が山の中に入ったら、行動が大変なのです。そしたら、やっぱり若い人のほうが行動が早いので、逆に私は、そういう人たちをきちっと最初の訓練さえして山に入れば、事故も少ないと私は思いますので、ぜひ、そこあたりの推進をお願いしておきたいと思います。

○西村委員長 要望でいいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）わかりました。

ほかに、林業分野、何かありませんか。

それでは、ないようでしたら、建設業分野に、最後の建設業分野の項目に移りますが、どなたかありませんか。

それでは、特になければ、もう全分野まとめてもう一回聞きたいことも含めて、4分野まとめて再度聞きたい部分か、まとめて聞きたいことがあればお願いいたします。建設業分野でも結構です。

○星原委員 私は建設産業なんですけれども、担い手確保ということの中で、やはり、もうこの業界もかなり業者数も減ってきている状況があって、その中で、やはり、今、仕事は不調不落が出ているぐらい少しはふえてはきているんですけども、なぜ、そういう状況になったかということ、やはり企業としてやっていけない状況になって追い込まれている企業が結構多いわけです。

要するに、技術者を入れたくてもなかなか入れられない状況がありまして、あるいは、また、この業界に入ってこようとする若い人も逆に少ない。それはなぜなのかなというふうに思うと、私はやっぱり最終的には将来性を見たときに、

仕事はずっとあるだろうと思うんです。今みたいに災害が起きている状況の中では、仕事はなくなる分野じゃない。しかし、魅力ある分野かどうかということになったときにどうなのかということだと思うんです。

そうした中では、やはり最終的には、さっきからいろいろ言っているけれども、やっぱり個々の分野も安定した給料、そういったものが安定、自分が希望する額、あるいは、それぐらいの枠の中に入るかどうかだと思うんです。

だから、県外に出ている若い人が多いのは、どうしてもやっぱり、その給料の格差、あるいは都会の魅力だと思うのですが、やっぱり地元で働くためには、今度は働き方改革で就業時間の制限が出てくる、あるいは給料の部分が云々してくる。私は、もう最終的には、きのうもちょっと農政のほうで言ったんですけども、落札率というか、最低制限価格、そういう価格の部分が入札の部分でもう少し企業側がとりやすい状況というそういうのと同じで、パーセントでも今後はやっぱり上げていかないと。若い人の給料を上げるだけの問題じゃなくて、企業全体としてそうなってくると、プラスしていくなかなか高い給料でという形にはなっていない状況なので、やっぱりそういうところで根本的に考え方を変えていかないと、この人手不足、あるいは海外から連れて人材確保をすることも、やはり宮崎の企業にそういう人たちが来てくれるかどうかということも考えた上で、今後、いろんな形をやっていかないと根本的にそういうところがしっかりなされないと全体的に厳しいのかなと。

だから、これはもう業界だけじゃなくて、国・県・市町村行政もどうやったら若い人たちが地域に残るのかというのを、もう少し業界との

話し合いの中、あるいは、場合によっては、もう学校関係です。高校とかそういうところもひっくるめて教育委員会あたりもひっくるめて、若い人たちの声というのをどれだけ皆さん方がまとめられて、都会に出ていく人の気持ちと残る人の気持ち、その辺のところを把握されているのは何なのかなんです。そういうところまでもやっておかないと、本当に5年後、10年後なんていうのは厳しいのかなと思うんで、やはり、私は将来に希望が持てる産業としてどういうところをどうしていくかということも考えておかないとだめじゃないかなと思うんですが、今、この建設業界の中で若い人たちが入ってこない原因というのは、皆さん方、どれが一番原因になっているかというのは捉えられているんですか。

○斎藤管理課長 今、委員から言われましたように、若者が入ってこない理由というのはいろいろ考えられると思うんですが、先ほどちょっと御説明したんですが、産学官連携ということで、推進会議をことし7月に行いまして、そのとき、教育関係から工業高校の先生方に来ていただいて、実態をちょっとお聞きいたしました。

そのときに出た話といたしましては、今、先ほど委員が言われたように、建設産業にちょっとなかなか魅力を感じていないという意見も多いし、また、まずは都会に出ていきたいと。やっぱり、そういった声が大きいと。

一番は、保護者の方が子供をどこに就職させるのか、今、保護者の方が決定権を一番持っているという話をされて、幾ら学校からこういうところがあると言われても、保護者の方がもうそれが気に食わないとなかなかやっぱり乗ってこないということで、教育関係者の方からは、まずは保護者も含めてきちんとその建設産業の

魅力を伝えていかないと、なかなか若者が入ってきづらくなっていると、そういう声をちょっと聞いております。

当然、所得なり給与、そういったのが低いという話もされておるんですが、ただ、当然、生活費とかそういったことを見合うと、都会とそんな大きな格差は生じないということもありますので、そういった点もきちんと保護者を含めて、そういった高校生なりきちんと学生に説明をしていって、今後の建設産業の魅力を広めていきたいと考えておるところでございます。

○星原委員 今、話があったように、教育関係、保護者ということで、子供ではなくて保護者もひっくるめてということは、やっぱり、その保護者の親が、この産業に将来性があるじゃないかと、地元でもう絶対なくなる産業なんだということをやちゃんとそういうふうな話ができればいいんでしょうけれども。多分、そういうふうな今の状況の中では見られていないのかなと。じゃあ、見られない部分がなんなのか、やはり、これが業界だけじゃなくて、今、出たように本当に行政と教育委員会、学校関係、そしてやっぱり地域の業界、協会なんかとの連携のとり方、橋渡しを誰がするのかということになっていくだろうと思うんです。

そういうこともひっくるめて、今後やっぱり考えながら、そういう中で、それだけじゃなく人材が不足してくる。要するに単純労働の部分で外国からということになったときに、外国人を迎えるだけの基礎的なものがちゃんとあるのかどうかということだと思えます。

どっちにしても、これから建設業関係においても人手が足りないのは、機械化だけではできない部分があるんで、そういう部分をどうやって補っていくかとなると、やっぱり外国人の労働者も将来的に入ってくないと、事業が、今、

単年度決算ということになると、その期間内で仕事ができる。ずっと何年かかってもいいんじゃないんですけれども、一応は、もう今の形で行けば、大体単年度、単年度で事業を行っていくわけですから、そういう形に見合うだけの人手とかがないと、仕事をとりたくてもとれない部分もあるでしょうし、そういう確保、国内の中での県内なら県内の中での確保の仕方と、県外・海外から確保もする、どれぐらいどういふふうにしていくかということが、ちゃんと目安、そういったものもやっぱりやっていく。ここもやっぱり協会あたりがやらないと大手の特Aあたりの企業はある程度資金力もあるしいろいろいいかもしれんけれど、BとかCとかというそういう地域の中でやっているクラスの人たちは、資金的にもいろいろ厳しい面もあるだろうというふうな思っています。

だけれども、そういう人もいないと、その大きいところだけが企業があつて本当に成り立つかということ、これもまたいろんな災害が起きたときなんかは、地域にその業者がいることですぐ道路が使えるようになるとかいろいろなことができるわけで、やっぱり、そういう面の育成もしておかなくちゃいけないだろうというふうな思っています。

そういうものもひっくるめて、もう早急にやれるところからどんどん取り組まないで、この分野もなかなか厳しくなってくるのかなというふうな思いますが、業界だけじゃなくて、全体として宮崎県としてどの分野も人手、外国人労働者を迎えるには基本的に行政ができることは何なのか。あるいは、業界は業界でどういう形がどうしてほしいかとか、そういうことが、もう真剣になされないと、多分、あと5年先な

んていうのは我々もわかりませんが、どういふふうな状況になるのか非常に不安だけがあつて、希望が見えてこないんですが、その辺についてはどういふふうと考えていらっしゃるのですか。

○齋藤管理課長 今、委員がおっしゃられたように、今後、将来の見通し、そういったところをある程度伝えていかないと、全然、そういったやっぱり若い方が入ってこない。

当然、これは、外から人を呼び込むのに際しても、建設産業ができますと、企業さんも将来の経営が見通せないと人をふやせない、そういったことが当然ありますので、私どもといたしましては、まず、公共事業関係、そういった予算をきっちり確保していくと、そういったのとあわせて、あとは先ほども委員がおっしゃられたように、企業さんが受注しやすいと、そういった環境をつくって、その上で個々の働いている方々に適正な賃金が行き渡るように、そういったことを通じながら考えていかないとはいけません、当然、思っております。ことしいろいろいろいろな会議等、あと、産業団体等と意見交換しておりますので、そういった声を、今後、施策のほうに少しずつでも生かして前向きに取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

○坂口委員 関連して、今、具体的な不調不落が多発し始めたということ。その一つに、もともとまだまだ仕事をとる意欲はあるけれども、とつても下請けがないとか、下請けの約束をしてからでないとか受注ができないけれども、探しきらなかったという、元請け特に、特Aクラスが少なくはないんです。

実際、作業班を持って具体的に現場、特に現場員と言われる人たち、監督・監理を除いては、

やっぱり下請けの企業がやるというのが一般的になっている。そういう中で、外国人の労働者を受け入れる気持ちがあるかないかというところで、受け入れたいけれどもというのが前提だと思ふんです。

しかしながら、不安だというのが4割近くいます。どちらとも意思表示をしていないのが十五、六%、あと、もうその必要はないんだという人たちは2割ぐらいということは、やっぱり、実際、建設業をやっている企業の中の、もうこれで十分ですという人の倍は欲しいけれども、やっぱり不安なんですよねというのがあるということは、その意思是十分示している。

そうなったときに、そこにやっぱり何とか安心を与えてあげるといふのは、これは、そう難しいことじゃないと思ふんです。文化の違いといふのは、習慣の違いとか言葉の違いとかそういったことですから、それはもうしっかり理解を求めていって、説明してあげれば、かなり解決できるということ。そうなったときに、今、星原委員が言いましたように、待遇がどうなるのということ、特に週休2日あたりはもう一番望むところ、外国人も日本人もです。週休2日とれるんですかとか、残業があるんですかとか、そういうことです。

そうなったとき、それをじゃあ、そういう作業を実際やる、特に下請クラスの人たちは、やっぱり欲しいから何とかやりたいけれどもできないというのは物理的限界だと思ふんです。それを改善しようということで、一回見直しを、おとしだったですか、去年だったですか、夏場に一回やられたですよね。機械経費とか、共通仮設費とか、それから労務費の割合増しで、あれ2%ぐらいやったんだつたんですか。その後、追加で一般管理費まで見られたけれども、

その金がどこに行っているかです。

実際、週休2日をやって、有給休暇を与えているその作業員を抱えているところに、その金が本当に届いているのかどうかとか。実際、そこに機械を出して、損料を払っている、作業をしている企業に、そのお金が届いているかどうか、契約者のところでそれが残ってしまったら、これは、解決につながらないです。何とかあるけれども、その将来を見通せないから雇わないとかいう不安材料の一つにそこが言ってきたり、もう現状維持したいという人たちですら、やっぱり2割ぐらいいましたか、その人たちですら、もう現状維持するのが精いっぱいだと。それは、仕事はやろうと思えばたくさんあるわけですから、もうこれ以上人を抱えると潰れるかもしれないというような不安があつての現状維持と思うんです。

だから、そこらを解決するときに、せっかく見直したことのその目的のところに、やっぱりそこから支出された、支払われたお金がしっかりそこにその目的で届いているかという下請契約書と支払証明、そういったものをしっかり確認するという作業を一つやらないと、これはやっぱり甲乙、同等の立場というけれども、元請けと下請けでは、やっぱり優位立場、不利立場というのがあります。

逆に極端な下請不足になると、優位、不利な立場というのが今度は逆転してきます。そこはやっぱり業法にうたってあるように、改正品確法にうたっていつているように、しっかりとそのやっぱり追跡とチェックをやる。それを責任を持ってやっぱり確認するという作業が必要かなというのと、試行的に経費の見直しをやられて、あのとき、トータルで2%か3%が見られたんだっただんですか。

だから、それを試行的だから、もう試行を1年もやれば、やっぱりこれは本格的に、じゃあ、どうやっていくのというそういう歩掛とか、それから、単価の見直しというのもやっぱり実際やらなきゃ、新たなものをつくらなきゃだめだと思うんです。もちろんこれ国の作業によるところが大きいんですけども、そこらに対しては、今、内部ではどう動いているんですか。

○石井技術企画課長 週休2日工事をいろいろな業界と意見交換をする中でいろんな課題と申しますか、まずは、いわゆる給料の問題とか、それから、休みの問題であるとか、いろんな課題があるところなんですけれども、週休2日に関しては、先ほど委員おっしゃいましたけれども、4週6休以上を試行の中で達成をすれば、その諸経費を1%から4%、4週8休で4%というようなことで、例えば5,000万円の工事であると200万円ほどのそれに関する経費を見ますというようなことで、今、やっているところです。

確かに、そのお金が、そのあと、当然、我々は元請に対して支払いをするわけですけども、確実にそれが下請のところあたりまで行っているかというのは、なかなかやっぱり確認がしづらいところはございます。ただ、業界に対してはそういうお願いもいろいろやっているところではあります。

あと、特に今後その担い手を確保していく上では、いわゆる、我々行政側もいろんな取り組みをするんですけども、実際にその働く側の課題と申しますか、給料であったり、長時間労働であったり、そういったものに対していろいろ取り組んでいかなくちゃいけないということで、いろんな取り組みをやっているところです。

やはり、一番、結局いろんな取り組みをしているんですけども、行き着くところは何かと

言われると、1人当たりの生産性向上と呼んでいますけれども、結局1人当たりの給与をふやしていくということが一番目標であって、それがひいてはいろいろ災害時のときの対応ができていくと。

特に、ことし、もうことしだけではないですけども、関東中心に起こった水害等を見ると、今後、どういう災害が起こるかわからないと、もう、想定外というような言葉は、ないような時代に来ていますので、そういったものに対しても対応していかなくちゃいけないということで、委員、先ほどおっしゃいました、いわゆる柱になる品確法です、改正品確法、平成26年に1回改正されまして、適正な予定価格、適正な設計変更というようなことを柱にずっとこれまでやってきました。

ことし、また6月にさらなる品確法の改正がございました。柱は、働き方改革と生産性の向上というようなことが柱になっていますので、そういったものを柱にして発注者としての責務をやっぱり今後やっていかなくちゃいけないということで、業界ともども、今、いろいろ取り組んでいるところであります。

○坂口委員 やっぱりそこらを徹底していくことかなと思うのと、さっき言われたように、なかなか、その金というものが適切にその目的に沿って、これは、公共事業というのは根拠があつての単価であり歩掛ですから、目的に沿って支払われなければ、しっかりそこをやっていかないと、次のまた単価見直しの、歩掛の見直しのときに反映されるから、それは、悪循環していくと思うんです。

それを、自分らの利益のためにも元請さんの責任において目的に沿った、そして、根拠に沿った金というものを支出していってくれというこ

とは、やっぱり自分らのためなんだということをもまず理解してもらおうということが一つ、それと、さっき言われたように、その4週6休だったですか、その試算のもとでの、今、言われたのは、確か道路の改築工事での4,000万円ぐらいで工期が5カ月ぐらいのときに、最終的に200万円ぐらい膨れ上がります。そうなると、経費も含めて有給休暇が2日間は与えられますよという試算だったんです。これは、仕組みの上では完璧です。だけれども人が集まらないとか、つなぐのに何とかして頼むわという現場外での苦労を、やっぱりBクラス、Cクラスの経営者の人たちは、かなりそれを強いられているという、とにかく人がいないんだとって、やりたいけれどもできないんだという。工事金額面、少なくともお金の上では、これは解決されたはずですよ。

それがやられていないということは、ある意味、なかなか法的に難しいと聞いているんですけども、原価割れ契約というのは、原価を割っちゃだめだということ、これは建設業法が禁止しています。

原価割れ契約というのは、物理的な算出法がないからということで、現実のものとして相見積をとったら、もうこれは原価割れとみなすぞということを行っています。今、どこが何ぼで来たぞとか、相見積はもう常識なんです。

だから、こんなことはもうやるなと。やらないでしっかりやれるような将来の未来産業、将来産業だということで、国・県を挙げて一生懸命やっぱりそれに答えようとしているんだから、やるとおくれるぞということを、自分らのためにならないぞということを、本当、現場は受注できなくなってきたいるんですから、それを一つやることと。

それから、それは、国・県業者絡みですけれども、県がまずやっぱり努力できるということは、やっぱり不調不落でも現場によって不利な現場、それは、お金で不利な現場とか、環境森林部が物すごくふえてきていると、これは、現場条件を反映していない仮設部分とか作業部分があるということ。これをやろうとしたら、建設業法はそれをやれとっています。そんなものを見たらだめだぞと、これは法律違反だぞとっています。これも即対応をしなければ。

それで、成果の完成高が下がってもいいじゃないですか、しっかりしたものでそれをしっかり足元から鍛えていって、盤石のものにすることに戻れば、それもやるべきだと思うし、今、いみじくも課長、災害復旧、災害というものを言われましたけれども、これも完成検査が通常の公共事業と比べると平均点かなり差が出ている、マイナスのはずです。そのはずです、短い工期の中でどんと一遍にやれということで、簡単にやられる。だから、点数というのは総合評価に行ったら、もう1点、2点低くても致命的です、とれないです。だから、そこらも災害に対しては、このグループに対しては平均点が何ぼだったといたら、そこでやっぱり補正すべきです。で、全体の点数として見ていけば、特に解体だ、しゅんせつだとなると、今度は完成形がないわけですから、出来高というものは入ってこないとか。

だから、どの仕事をやっても、不利なもの、有利なものというのがあること自体は本当はおかしいんですけども、どこでも自分は積極的にやっぱり貢献していくんだと、業者さんは、もう空いてさえいれば次の仕事をしっかり狙っていくと、それが経営に資するというような、県の側としても、やっぱりやり直すべきことは

たくさんあるので、改正品確法があるのだから、会計検査院の指摘なんて、そこで理論がしっかりと武装されていれば何も怖くないです。

だから、そこらもやっぱりまた県行政としても、この建設業の人材不足、担い手不足は努力の余地があると思うんです。ここらを思い切ってやっていかれませんか、どんなですか。

○西村委員長 ちよつと12時を過ぎましたので、このまま続けてよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 では、このまま続けさせていただきます。

○石井技術企画課長 今、委員おっしゃったことが、本当にそのとおりといいますか、我々もそこに向けて目指していかなくちゃいけないということで、日々頑張っているところなんですけれども、いわゆる改正品確法の本当の趣旨である、いわゆる中長期的な担い手の確保ということをやっつけていかなくちゃいけない。そのためには、まず、いわゆる先ほど原価のことを言われましたけれども、やっぱり、ダンピング受注なんかをやらない、させないということで、そこはやっぱり強く、また最低制限価格等ともかわってきますけれども、やはり、原価割れするような、もちろん積算等も含めてやらなくちゃいけない。また、そういう最低制限価格の設定にならなくちゃいけないということで考えております。

いろいろ業界と意見交換をする中では、今は予算として3カ年緊急対策があるので、非常にありがたいと。確かに、このことを契機に人を雇いたいというようなことがあるけれども、令和3年度以降のまだ予算が見えないと、不透明であるということで、なかなかその思い切りがやっぱりいけないというような声も聞いてお

りますので、まずはやはり予算の確保ということをもまず頑張らなくちゃいけないと思います。そういったものと、いわゆる、1人当たりの給料という意味では、労務単価とかそういったものを、国へ、その労務費調査を毎年やりますけれども、そういったものも引き上げ等の要望等もやっていかななくちゃいけないということで、官民一体となって建設業を頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○坂口委員 ぜひ、そこは適正にやっぱりやっていただきたいと思ひんです。原価割れ契約は元請、下請の関係で言いましたけれども、これは意図的なものじゃなくて、まず、発注者側でも設計書がもう完全、完璧なものじゃないということです。そこに、現場の施工条件というのが反映された設計になっていないと本当はいけないんですけれども、これもやってみないとわからない部分がたくさんある。

ところが、もう最初から手を出さないという環境森林部発注のものは、現場を見ればわかるところから、もう最初から原価割れの可能性のある設計書、予定価格で出してしまっているということ、これはもう、やっぱりやっちゃいかん行為です。それを法律がとめている。

そして、あとはやってみなきゃわかんない部分でやっていっていたら、とんでもない施工条件の悪い部分があったとか、これは、この工法自体がもう使えないぞとか、場合によってはとめにゃいかんぞとかいうようなことになった、そのときに適切に設計変更に応じなさいということで、これは原価割れを防ぎましようということになっているけれども、これはもう完璧にやっぱり積極的にこれは守っていくことだと思ひんです。

だから、設計変更なんかも、僕らやっぱり最初聞いたときはびっくりした。トンネルで10億だったものが14億にもう変更だといったら、これはおかしいんじゃないかと思ひていたけれども、法律自体がそうなっているということと、設計・施工の仕組みがそういう手順でやられているんだということをも、やっぱり僕らにも理解を求めていただきたいし、まずは発注者側がしっかり理解して、そして最終的には完璧なものを法律を基準にやっていって、担い手確保を中心に見直された。しかも、これは議員立法です。もう時間もないぞということでやり直した改正品確法です。それを遵守していこうと、それが将来の建設産業というものをしっかりやって、国民のやっぱり資産、国家の資産というものを守っていくことにつながるんだということをも、まずは発注者側が理解をしていって、関係団体にそのことをしっかり伝えて、そして、やっていくというのがないと、やっぱり、これはまず入り口の問題も、その就業者不足はあるんじゃないかなという気がするもんですから、ぜひこれは、何かコメントがあれば答えていただいて、なければ、これは今後の検討課題で持って帰って。

○石井技術企画課長 もう委員のおっしゃるとおりで、今回、若干不調不落が出ているところなんですけれども、それを、ちょっと語弊のある言い方になるかもしれませんが、いい薬として、もう早速来週あたりから、いわゆる公共3部でどういうふうに取り組んでいったらいいのか、また、その各部によって、ばらつきなんかがあるんじゃないかというようなことも、それぞれ各部の悩み等も出してもらった上で、同じ方向に向かって進んでいくというようなことをこれを契機に取り組んでいきたい

と思っておりますので、頑張っていきたいと思
います。

○星原委員 人材育成の分野でちょっと聞きた
いんですけれども、土木あるいは建築の1級、
2級と国家資格持っているわけです。その評価
が、労務単価を上げたというけれども、そうい
う資格に対してのそういう部分がないと、若い
人たちが資格、国家試験に受かっていても評価
がないということになると、なかなかそういう
分野に入ってこないんじゃないかなと。要する
に、指名願いで1級が何人とかいろいろ皆さん
方出すようになってます。その、その技術
者の評価というのを、労務単価を組むときには
そういうものが見えてこない、企業もそうい
うもので見てもらえれば、その技術者の1級に
は云々と、2級は云々、ちゃんとその資格を持
っている評価がそれだけ認めてもらっているとい
う職種にならないと、若い技術者になって同じ
国家試験でも弁護士やら税理士やら会計士やら
というのは高い評価であって、土木やら建築な
んかの評価がそこまでないとなると、なかなか
そこを目指す人たちがこれから少なくなってく
るんじゃないかなという気がするんです。

同じ国家試験を受けて通っているんなら、そ
れなりの評価で、給料なんかは査定されるぐら
い単価の中に入っていきようなことも、どこか
で考えていかないといけないんじゃないかなと
いうふうに思うんですが、その辺はどういうふ
うに捉えたらいいんですか。

○石井技術企画課長 確かに、建設産業で言う
と、1級、2級資格がございます。当然、会社
で技術者にお支払いする給与というのは、1級、
2級に応じて、当然、支払われていると思いま
す。

実際、その積算のほうがというか、その価格

が他のものと比べてどうかと言われると比較は
していないところではあるんですけれども、確
かに、いわゆる地位向上という意味では、もう
非常に重要なことかなと思います。

今年度から国のほうで、まず、キャリアアッ
プシステムということで、いろいろ職制、階級
に応じて4段階なんですけれども、まず、身分
をはっきりさせて、それに応じた給与であつた
り、そういったものやっいていこうという、今、
機運も出ております。また、そういうものを入
札時において評価をしたらどうかというような
ことも出ておりますので、今、委員おっしゃっ
たようなことを踏まえて、その地位に応じたとい
いますか、その技術力に応じたといいますか、
そういったものに適正な対価というものが支払
われるようにいろいろ頑張っていきたいと思っ
ております。

○星原委員 終わりにしますけれども、やはり、
自分がとった資格に誇りを持って、自分の人生
の中で何十年か働いていこうとするわけですか
ら、やっぱりそういう誇りの持てる資格がそれ
なりに見合うだけのものを考えていかないと、
人材は育たないんじゃないかなというふうに思
いますので、ぜひ検討方お願いします。以上で
す。

○西村委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、ないようですので、
これで終わりたいと思います。

執行部の皆さんは御退席いただいて結構です。
お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後0時13分休憩

午後0時15分再開

○西村委員長 委員会を再開をいたします。

次に、協議事項の（１）の次回委員会についてであります。次回の委員会は11月定例会中の12月9日月曜日を予定しております。12月の委員会の内容につきましては、9月の委員会におきまして本日と同様、関係する執行部に説明を求めるといふことで御了承をいただいております。

当委員会の調査事項であります人手不足解消のための施策、外国人の受け入れ・活用、多文化共生につきましては、次回は、商工観光労働部と福祉保健部に説明を求めたいと思っておりますが、このような形で取り進めてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、執行部の具体的な説明内容について、何か御意見や御要望はございますでしょうか。

きょうのような形でよろしいでしょうか。

特にないようですので、説明内容につきましては、正副委員長に御一任いただきますようお願いいたします。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのような形で準備をさせていただきます。

最後に、協議事項（２）のその他であります。委員の皆様方から御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようですので、次回の委員会は、12月9日月曜日、午前10時からを予定しております。

それでは、以上で本日の委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後0時17分閉会

署 名

産業人財育成・外国人雇用対策特別委員会委員長 西 村 賢